

日本総合病院精神医学会 ECT 研修施設認定申請について

日本総合病院精神医学会では、電気けいれん療法（ECT）について一定の実績があり、ECTに関する専門研修が可能な施設を学会で認定し、「ECT 研修施設」として、HPで公表することと致しました。

認定を希望される研修施設におかれましては、下記の要項に基づいて申請下さい。

1) 目的

- ・専攻医などが研修先、勤務先を選択する際のめやすとする
- ・患者が安全に ECT を受けることのできる施設を探す際のめやすとする
- ・安全な ECT による治療を均てん化していくための基礎資料を蓄積する

2) ECT 研修施設基準

原則として以下の基準を満たしている

- ・日本総合病院精神医学会の研修施設あるいは特定研修施設である
- ・過去 3 年間のパルス波治療器による無けいれん性電気けいれん療法施行が、平均で年間実患者 10 名以上または試行回数 100 件以上をめやすとする（ただし、レジデント 1 名あたり最低 3 症例が経験できる施行患者数を有する、症例の重複は可）
- ・ECT 講習会を受講した精神科医が 1 名以上常勤（週 32 時間以上）している
- ・麻酔科標榜医が常勤で、または非常勤の場合は週 32 時間以上勤務し、ECT 麻酔を実施または指導している
- ・日本精神神経学会 ECT・rTMS 検討委員会およびに日本総合病院精神医学会 ECT 委員会による推奨事項（改訂版）*に準拠した ECT 施行マニュアルを整備している
*電気けいれん療法(ECT)推奨事項改定版（精神神経学雑誌 115:586-600. 2013）
- ・ECT 施行患者のデータを適切に管理しており、学会への実績報告が可能である

3) 申請について

上記の認定基準に該当する研修施設及び特定研修施設は積極的な申請をお願いします。

「**ECT 研修施設申請書**」（**様式 14**）をダウンロードして必要事項をご記入の上、貴施設の「ECT 施行マニュアル」、「同意取得の際の患者家族への説明文書」とともに**学会**

事務局まで、メールにより以下アドレスまでご送付ください。「ECT 施行マニュアル作成の手引き」を参考にして下さい。**申請期間は、2018年8月1日より9月30日まで**とします（参考までに様式14同封）。

※ 送付先アドレス：GHP 事務局 → jsghp@mth.biglobe.ne.jp

4) 認定について

本学会の ECT 委員会で書類審査し、理事会での承認をもって認定します。認定後は本学会 HP に公表するとともに認定証を発行します。

5) 認定後の報告と更新について

認定後は1年ごとに「ECT 実績報告書」（様式2）と「ECT 施行患者リスト」（様式3）を提出していただいた上で、5年ごとに審査の上、更新を行います。

「ECT 実績報告書」によるデータは集計・解析し、ECT による治療の改善のための参考資料とするとともに、学会員には委員会報告としてその一部を公表します。また、可能となれば臨床研究として論文などで公表できるようにしていきます。

また、重篤な有害事象（IA 報告の 3b 以上のアクシデントとする）が起こった場合は、速やかに「ECT 有害事象報告書」（様式 17）にて報告を求めます。報告内容については患者個人が特定できないようにご配慮下さい。ご報告は厳重に取り扱い、ECT 委員会で検討します。

日本総合病院精神医学会
電気けいれん療法委員会